

北上市告示甲第16号

北上市延長保育事業実施要綱（平成10年北上市告示第16号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月17日

北上市長 高橋敏彦

改正前				改正後			
別表第1（第8関係） [略]				別表第1（第8関係） [略]			
[略]				[略]			
備考 1 [略]				備考 1 [略]			
2 この表において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） <u>第19条第1項第2号</u> の認定を受けた小学校就学前子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに限る。）の階層区分は、規則別表第1の階層区分を準用する。				2 この表において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） <u>第19条第2号</u> の認定を受けた小学校就学前子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに限る。）の階層区分は、規則別表第1の階層区分を準用する。			
別表第2（第8関係） [略]				別表第2（第8関係） [略]			
階層区分	利用区分	利用者の区分	延長保育料（日額）	階層区分	利用区分	利用者の区分	延長保育料（日額）
全て	開所	<u>法第19条第1項第2号</u> の認定を受け	[略]	全て	開所	<u>法第19条第2号</u> の認定を受けた小学	[略]

の階 層	時間 内延 長	た小学校就学前子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに限る。）	の階 層	時間 内延 長	校就学前子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに限る。）
		法第19条第1項第3号の認定を受けた小学校就学前子ども（法第19条第1項第2号の認定を受けた子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを含む。）			法第19条第3号の認定を受けた小学校就学前子ども（法第19条第2号の認定を受けた子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを含む。）
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					